

富士見市立第三・第五保育所統合整備事業
要求水準書に関する質疑書に対する回答

令和8年8月26日
子ども未来部保育課

質疑事項	回答
P1 2 基本方針 (2) 「基幹型保育所として富士見市の保育の中心 的な役割を果たすことが出来る施設」とあり ますが、特別に必要な設備等があれば教示く ださい。	基幹型保育所としての役割を担うため、 医療的ケア児室や相談室を設けています が、より地域に溶け込んだ活動がしやすい 設備や、障がい児や配慮が必要な児童など が活動しやすい設備等があれば提案してく ださい。
P1 2 基本方針 (3) 園務システムは貴市事業で別途導入するとあ りますが、配管・配線とも貴市で 施工いただけると考えてよろしいでしょ うか。	配管・配線は「P11 (6) 情報通信網設 備」で整備された配管を利用します。配線 は富士見市で実施します。
P5,6 1 共通事項 (1) 境界の情報については 8 月中旬以降に順次公 表とありますが、敷地範囲等は配置図と比べ て大きな変更はないものと考えてよろしいで しょうか。	お見込みのとおりです。
P5,6 1 共通事項 (1) 境界の情報については 8 月中旬以降に順次公 表とありますが、公表される資料は具体的に どのような資料でしょうか。	保育所を含めた敷地測量図（地盤高低図 含む）を公表予定です。
P6 1 共通事項 (3) 本事業の敷地である該当範囲のみで工事をお こなうことは難しいと考えます。 工事期間中必要最小限の範囲で校庭を借用で きると考えてよろしいでしょうか。	必要最小限の範囲で借用可能です。
P7 2 建築計画の要求水準 (1) イ 廊下等共用部に展示物やチラシ等をできる限 り豊富に掲示できる内装とありますが、共用 部全面ではなく部分的に計画すると考えてよ ろしいでしょうか。	全面もしくは部分的のどちらかで計画し てください。部分的に計画する場合、でき る限り豊富に掲示できる内装としてくださ い。
P7 2 建築計画の要求水準 (2)	関係法令を確認の上、新設で計画してく

対象敷地の雨水排水施設の再施工をおこなうこととありますが、不足材や損傷した資材以外は再利用できると考えてよろしいでしょうか。	ださい。ただし、状態の良いものなどがあれば再利用の可否について協議とします。
P7, 8 2 建築計画の要求水準 (2) 校庭の境界 (保育所側) に防球ネットを設置とありますが、防球ネットの設置場所について協議していただくことは可能でしょうか。	保育所側に設置することは変更できませんが、その他については協議可能です。
P8 2 建築計画の要求水準 (2) 築山は諏訪小学校校庭内に移設するとありますが、既存築山内に障害物等が含まれていた場合の処分費は別途と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
P9 2 建築計画の要求水準 (3) ウ マスターキーは本施設のみ統一と考えてよろしいでしょうか。 他施設、外部倉庫は合わせなくてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
P9 3 構造計画の要求水準 (1) イ 主要構造体は国土交通大臣認定工場でISO9001 認証の自社工場で製作されたものとありますが、認定証の提出は必要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
P14 5 機械設備 (4) 給排水の負担金は別途と考えて宜しいでしょうか。	給水の加入申込金は富士見市が負担します。検査手数料等かかる費用は、受注者の負担とします。 排水の受益者負担金は本工事では発生しないため、費用の負担は不要です。
P24 4 施工業務に関する仕様 (4) ク P30, 31 別表1 園庭 「本事業を実施するために必要な什器備品の調達及び設置は、受注者が作成した什器備品計画書に従って、原則として市が実施する。ただし、別表1に記載の園庭遊具、園庭倉庫、厨房備品、児童用下駄箱及び保育室児童用ロッカーは施工者が開業準備期間までに調達、実施すること」の記載がありますが、園庭倉庫、厨房備品、児童用下駄箱及び保育室児童用ロッカーのみ本工事に見込むと考えてよろしい	要求水準書のとおり、園庭遊具、園庭倉庫、厨房備品、児童用下駄箱及び保育室児童用ロッカーを本工事に含みます。 園庭遊具については、別表1に記載の既存遊具の移設を行った上で、その他の遊具は、別表1に記載のとおり、発達段階に応じて必要かつ適切な種類、数、規模、設置位置等を確保し、設置してください。

でしょうか。また、園庭遊具については別表 1 にて「既存施設から移設するため、新規の設置は不要」との記載がありますが、園庭遊具は移設作業のみと考えてよろしいでしょうか。	
P28, 29 別表 1 保育室 展示物やチラシ等をできる限り豊富に掲示できる内装とありますが、共用部全面ではなく部分的に計画すると考えてよろしいでしょうか。	全面もしくは部分的のどちらかで計画してください。部分的に計画する場合、できる限り豊富に掲示できる内装としてください。
P30 別表 1 園庭 日除けはタープ等の取り外し可能なものを想定していますが、その場合は備品扱いとし什器備品計画書に記載して市に調達していただくという解釈でよろしいでしょうか。	園庭の暑さ対策に関する費用は本事業に含まれます。
その他 本事業敷地内に現存する器具庫は、貴市にて移転もしくは撤去いただけると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
その他 本事業敷地境界に現存するフェンスは貴市の所有物と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
その他 室内環境測定の検査方法・検査室数にご指定はございますか。	居室（事務室・医務スペース・休憩室・各保育室・遊戯スペース等）それぞれ 1 室以上測定してください。なお、2 室以上ある場合は建築材料等の仕様が大きく異なる室ごとに測定を行ってください。 検査方法は学校環境衛生基準に従ってください。ただし、保育室の検査について、3 歳以上児は床上 60 cm、乳児は床上 30 cm など、児童の呼吸する高さに合わせて空気を採取してください。
P4 第 2.4. (2) 基準・指針等 今回は「P9. 第 3.3. (1) イ制作工場・主要構造物は、国土交通大臣認定工場で ISO9001 認証の自社工場で製作されたものとする。」と記載されている通り、自社メーカーのシステム建築で計画しております。その他、基準・指針等の中にメーカー基準も該当すると考えてよろ	お見込みのとおりです。

しいでしょうか。	
P6 第3.1. (2) 適切な工期の確保 「工程の調整にもかかわらず工期に遅れが生ずる場合は」とあります。募集要項2. (6) 施設整備スケジュール (予定) において建設工事は令和9年7月～となっておりますが、その前に準備工事を計画してもよろしいでしょうか。	関係法令・条例等に違反のない場合、事前に準備工事を計画して構いませんが、時期や内容については、諏訪小学校の行事等を踏まえ、諏訪小学校と協議の上、決定します。
P8 第3.2. (3) .ア外装関係 「1 階床下の防湿措置及び防蟻処理を行うこと。」とありますが、木製床組みを採用しない場合は、防蟻処理は不要と考えてよろしいでしょうか。	木製床組みを利用しない場合、防蟻処理は不要です。
P10 第3.3. (2) .ウ地耐力 「受注後に地盤調査を行った結果、保育所の建設にあたり標準的な地盤強度に達しない場合は、市と協議し、別途地盤補強工事を行うこと。」とありますが、工期・費用とも協議をして頂けると考えてよろしいでしょうか。	提供している地質調査資料から想定できる地盤改良・杭工事の構造検討報告書に基づき地盤調査後、地盤強度に達しない場合は、工期・費用とも協議とします。
P12 第3.4. (6) .イ電話設備 電話回線の申込と工事は受注者ではできないため、富士見市様にて施工をお願いします。よって電話設備は空配管のみの工事と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
P14 第3.5. (6) 衛生器具設備 職員及び調理員の予定人数を教えてくださいますでしょうか。	職員約50人程度、調理員約6人程度を予定しています。